

# 代金引換まとめ送金サービス利用規約

## 第1条 (総則)

- 1 日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）がゆうパックについて提供する代金引換まとめ送金サービス（第2条に定めるサービスをいい、以下「本サービス」といいます。）について、本サービスの利用者（以下「利用者」といいます。）は、あらかじめ本規約に同意したものとみなします。
- 2 本規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習によります。
- 3 当社は、前二項の規定にかかわらず、法令に反しない範囲で、特約の申込みに応じることがあります。
- 4 当社は、本規約を随時変更ができるものとします。変更した内容は、当社のホームページ上に公表し、又は書面その他の媒体により利用者に通知することにより、その効力を生ずるものとします。

## 第2条 (サービス内容)

- 1 当社は、利用者が次条及び第5条に定めるところにより差し出したゆうパックについて、引換金額（利用者が本サービス専用のゆうパックラベル（以下「ラベル」といいます。）中の「引換金額」欄に記載した金額又は当社が指定する方法によりあらかじめ利用者が当社に通知した金額をいいます。以下同じとします。）の金銭と引換えに当該ゆうパックを荷受人に交付し、当該金銭を次項に定めるところにより利用者に送金します。
- 2 当社（当社から委託を受けた第三者を含みます。）は、利用者があらかじめ当社の承諾を得て指定した送金日（以下単に「送金日」といいます。）※1に、当社所定の期間内に前項に定めるところにより引き換えた金銭（以下「引換金」といいます。）をまとめて、利用者があらかじめ指定した利用者の金融機関の預金口座※2（以下「指定口座」といいます。）に宛てて送金します。  
※1 送金日が指定口座を有する金融機関の休業日である場合は、その直後（月末日はその直前）の当該金融機関の営業日に送金します。  
なお、諸事情により、一部の引換金の送金が遅れた場合、当該引換金は、翌送金日に送金します。  
※2 指定口座は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワークが運営する全国銀行データ通信システムを利用して為替取引を行う金融機関の一の預金口座に限るものとします。

## 第3条 (利用条件)

- 1 利用者は、本サービスの利用に当たり、当社の定めるところにより本サービスの利用に必要なシステム及びネットワーク環境をあらかじめ用意していただきます。
- 2 本サービスの対象となるゆうパックは、次に掲げる条件を満たすものとします。
  - (1) ラベルを使用して差し出されるものであること。
  - (2) 差出しの日前 14 か月以内に使用した「お問い合わせ番号」をラベルに表示したのではないこと。※1
  - (3) 空港ゆうパック、ゴルフゆうパック及びスキーゆうパック以外のゆうパックであること。
  - (4) 運賃及び料金その他運送に関する費用の支払方法を後納（運賃を後納とする計器別納を含みます。）とするものであること。※2
  - (5) 引換金額を 1 円以上 50 万円以下とするものであること。
  - (6) 引換金額が 30 万円を超える場合は、セキュリティサービスとするものであること。
  - (7) 代金引換の取消し又は引換金額の変更を請求するものでないこと。
  - (8) 当社が承認した郵便局に差し出すものであること。※3
  - (9) 簡易郵便局において交付するものではないこと。  
※1 14 か月以内に同一の「お問い合わせ番号」を再度使用した場合は、引換金の送金ができなくなる場合があります。  
※2 着払とすることはできません。  
※3 当社が承認していない郵便局（簡易郵便局を含みます。）及びゆうパック取扱所（コンビニエンスストアを含みます。）に差し出すことはできません。
- 3 利用者は、本サービスの利用に係るゆうパック（以下単に「ゆう

パック」といいます。）の荷送人とし、指定口座の口座名義は、利用者の氏名と同一のものとさせていただきます。

## 第4条 (利用の申込み等)

- 1 本サービスを新たに利用しようとする者（以下この条において「利用申込者」といいます。）は、本サービスの利用開始を希望する日の 20 日前までに、当社所定の利用申込書（以下「申込書」といいます。）を当社の後納承認郵便局に提出することにより、本サービスの利用を申し込んでいただきます。この場合において、当社は、指定口座の口座名義（カナ書きされたものを含みます。）の相違その他の申込書の不備があったときは、本サービスの利用開始を延期することがあります。
- 2 本サービスに関する利用契約は、前項の規定による申込みを当社が承諾したときに成立するものとします。
- 3 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第1項の規定による申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 利用申込者が、第10条第2項各号のいずれかに該当し、若しくは報道等により該当する蓋然性が高いと当社が認め、又は虚偽の事実を申告したとき。
  - (2) 利用申込者が過去に当社との契約につき、利用申込者の責に帰すべき事由により当社から解約されたことがあるとき。
  - (3) 本サービスの利用が利用申込者の事業の遂行を目的としないものと当社が認めたとき。
  - (4) 本契約に定める本サービスの利用条件に適合しないとき。
  - (5) 当社の業務の遂行上又は技術上の支障があるとき。
  - (6) その他当社が不適当と認めたとき。
- 4 前項の規定により第1項の規定による申込みを拒んだ場合には、当社は、利用申込者に対しその理由を開示する義務を負わないものとし、利用申込者は、これをあらかじめ承諾していただきます。

## 第5条 (利用方法)

- 1 利用者は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによりゆうパックを差し出していただきます。
  - (1) 次号及び第3号に掲げるもの以外のもの  
ア 当社が指定するラベルに次の事項を記載し、ゆうパックに貼付します。
    - (ア) 利用者及び荷受人の住所、氏名及び電話番号
    - (イ) 引換金額※
    - (ウ) 引換金額に含まれる消費税及び地方消費税
    - (エ) その他当社が必要と認める事項  
※ ラベル中の「引換金額」欄以外の箇所に、引換金額と異なる金額が記載されている場合であっても、当社は、引換金額に基づき取り扱います。  
なお、この取扱いによって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。  
イ ゆうパックに次の事項を記載した本サービス受付店控えを添えます。
    - (ア) 利用者及び荷受人の住所、氏名及び電話番号
    - (イ) 引換金額
    - (ウ) その他当社が必要と認める事項
  - (2) コンビニ等・郵便局受取サービス規約の規定により、コンビニエンスストアその他の店舗等の施設に来店した荷受人に引き渡す取扱いをするもの  
ア 当社が指定するラベルに次の事項を記載し、ゆうパックに貼付します。
    - (ア) 利用者の住所、氏名及び電話番号
    - (イ) 荷受人の氏名
    - (ウ) ゆうパックを荷受人に引き渡すコンビニエンスストアその他の店舗等の施設の名称
    - (エ) その他当社が必要と認める事項  
イ ゆうパックに次の事項を記載した本サービス受付店控えを添えます。
    - (ア) 利用者の住所、氏名及び電話番号
    - (イ) 荷受人の氏名

(ウ) その他当社が必要と認める事項

(3) コンビニ等・郵便局受取サービス規約の規定により、郵便局に来店した荷受人に引き渡す取扱いをするもの

ア 当社が指定するラベルに次の事項を記載し、ゆうパックに貼付します。

(ア) 利用者の住所、氏名及び電話番号

(イ) 荷受人の氏名

(ロ) 引換金額※

(ハ) 引換金額に含まれる消費税及び地方消費税

(ニ) ゆうパックを荷受人に引き渡す郵便局の名称

(ホ) その他当社が必要と認める事項

※ ラベル中の「引換金額」欄以外の箇所に、引換金額と異なる金額が記載されている場合であっても、当社は、引換金額に基づき取り扱います。なお、この取扱いによって生じた損害について、当社は一切の責任を負いません。

イ ゆうパックに次の事項を記載した本サービス受付店控を添えます。

(ア) 利用者の住所、氏名及び電話番号

(イ) 荷受人の氏名

(ウ) その他当社が必要と認める事項

2 前項第2号及び第3号に掲げる取扱いに関しては、コンビニ等・郵便局受取サービス規約の定めるところによります。

## 第6条 (代引引換料及び送金手数料)

本サービスに係る代引引換料（以下「代引手数料」といいます。）及び送金手数料は、次のとおりとします。

(1) 代引手数料

引換金額（商品代金）	代引手数料
3万円以下	324円/個
3万円を超え10万円以下	540円/個
10万円を超え20万円以下	864円/個
20万円を超え30万円以下	972円/個
30万円を超え50万円以下	1,404円/個

※ ゆうパック1個ごとに、引換金額に応じ、上記の代引手数料を支払っていただきます。なお、返品となった場合であっても、代引手数料は支払っていただきます。

※ 上記の代引手数料には、消費税（地方消費税を含みます。以下同じとします。）を含みます。

(2) 送金手数料

振込金額	指定口座を保有する金融機関	ゆうちょ銀行	左記以外の金融機関
	3万円未満		130円
3万円以上		130円	432円

※ 1回の送金ごとに上記の送金手数料を支払っていただきます。

※ 上記の送金手数料には、消費税を含みます。

※ 申込書の記入ミスその他の不備による送金事故に係る諸手数料その他の費用は、利用者の負担とします。

## 第7条 (送金)

1 当社は、引換金から代引手数料及び送金手数料並びに次の印紙税相当額を控除した金額を送金日に指定口座に送金します。

引換金額から消費税を差し引いた額	印紙税相当額
5万円未満	0円/個
5万円以上50万円以下	200円/個

※ ゆうパック1個ごとに、引換金額に応じ、上記の印紙税相当額を支払っていただきます。

2 前項の金額が負の値となった場合には、当社は利用者に対し、請求書によりその支払を求めることがあります。

## 第8条 (申込内容の変更)

1 利用者は、第4条により提出した申込書の内容に変更が生じるときは、その20日前までに、当社所定の変更事項届出書を後納承認郵便局に提出します。

2 前項の変更届出書が提出されなかったことに起因して生じた損

害について、当社は一切責任を負わないものとします。

## 第9条 (解約)

利用者及び当社は、3か月前までに書面により相手方に対し通知することにより、本サービスの利用契約を解約することができるものとします。

## 第10条 (解除)

1 当社は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合、利用者への事前の催告なしに、直ちに本サービスの利用契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

(1) 本規約又はゆうパック約款に違反したとき。

(2) 申込書又は前条の変更事項届出書に虚偽の記載があったとき。

(3) 第4条第3項各号のいずれかに該当することとなったとき。

(4) 監督官庁等により営業の取消し又は停止等の処分を受けたとき。

(5) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは租税滞納処分を受け、又は競売若しくは強制執行の申立てを受けたとき。

(6) 会社更生、民事再生若しくは特別清算の開始又は破産の申立てがあったとき。

(7) 1年間本サービスの利用がないとき。

(8) その他本サービスの利用者として不適切であると当社が判断したとき。

2 当社は、利用者が次のいずれかに該当し、又は報道等により該当する蓋然性が高いと一般に認められる場合には、利用者への事前の催告なしに、直ちに本サービスの利用契約の全部を解除することができるものとします。

(1) 利用者又は利用者の役員、実質的に経営権を有する者若しくは使用人その他の従業者（以下「役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力等」という。）である場合又は反社会的勢力等であった場合

(2) 利用者又は利用者の役員等が反社会的勢力等と交際している場合

(3) 利用者又は利用者の役員等が反社会的勢力等に対し、出資、貸付、資金提供等をしている場合又は反社会的勢力等との間で役務提供等の取引その他何らかの関係を持っている場合

3 第1項又は前項の規定により当社が利用者との本サービスの利用契約の全部又は一部を解除した場合には、利用者は、全ての期限の利益を喪失し、当社に対する債務を直ちに履行しなければなりません。

4 利用者が第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当したことに起因して当社に損害が生じた場合には、当社は、これらの規定により本サービスの利用契約の解除をするか否かにかかわらず、当該損害の賠償を利用者に請求できるものとします。

## 第11条 (権利義務の譲渡禁止)

利用者は、本サービスの利用契約に基づく自己の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならないものとします。

## 第12条 (損害賠償)

当社は、故意又は過失により引換金を回収せずにゆうパックを荷受人に引き渡した場合には、引換金額を賠償します。回収した引換金が引換金額に満たなかった場合における差額についても同様とします。

## 第13条 (免責)

当社は、本サービスの利用に関し、次の各号に掲げる事由により利用者又は第三者に生じた損害については、一切の責任を負いません。

(1) 当社の責めに帰すことのできない事由

(2) 天災その他非常の災害

(3) 法令又は公権力の発動による差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し等

(4) ラベルの記載過誤その他利用者又はゆうパックの荷受人の故意又は過失

(5) 指定口座を保有する金融機関の責めに帰すべき事由

#### 第14条 (個人情報保護等)

- 1 当社は、本サービスに関して個人情報を取り扱う際は、当社のプライバシーポリシーを遵守します。
- 2 当社は、本サービスに関連する業務を第三者に委託する場合があります。この場合において、当社は、当該第三者に対し所要の守秘義務を課すものとします。  
※ 当社のプライバシーポリシーは、当社の日本郵便株式会社 Web サイトに掲載しております。  
(<http://www.post.japanpost.jp/privacy.html>)

#### 第15条 (雑則)

- 1 ゆうパックの取扱いに関し、本規約に定めのない事項は、ゆうパック約款によります。
- 2 本規約及びゆうパック約款に定めのない事項について疑義が生じた場合は、利用者及び当社の双方が誠意をもって協議し、解決するものとします。
- 3 本サービスに関し、利用者とゆうパックの荷受人その他の第三者との間に疑義又は争いが生じた場合は、利用者と当該第三者との間で解決するものとし、当社は一切の責任又は負担を負わないものとします。

#### 第16条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は日本国内において適用される法令とします。

#### 第17条 (管轄裁判所)

本規約に関し、利用者と当社との間に紛争が生じた場合は、当社の本社所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### 附則

平成 19 年 10 月 1 日 制定・実施  
平成 20 年 7 月 1 日 改正  
平成 24 年 10 月 1 日 改正  
平成 25 年 4 月 1 日 改正  
平成 25 年 8 月 1 日 改正  
平成 26 年 4 月 1 日 改正  
平成 28 年 4 月 1 日 改正